

多度津町地域防災計画

(資料編)

令和 2 年 3 月

多度津町防災会議

目 次

1	条 例 等	1
1	多度津町防災会議条例	1
2	多度津町災害対策本部条例	2
3	多度津町防災会議運営要綱	3
4	水防法（抜粋）	4
2	資 料	7
1	山腹崩壊危険地区	9
2	崩壊土砂流出危険地区	9
3	急傾斜地崩壊危険箇所	9
4	地すべり危険箇所	10
5	土石流危険渓流	11
6	水閘門及び排水ポンプ施設一覧	11
7	量水標における通報水位（潮位）及び警戒水位（潮位）	12
8	河川重要水防区域・浸水危険地区	12
9	海岸重要水防区域	13
10	港湾重要水防区域	14
11	漁港重要水防区域	14
12	ため池重要水防区域	14
13	ため池一覧	15
14	水防用設備資材器具一覧	18
15	町内医療機関	18
16	ヘリコプター用飛行場外離着陸場	19
17	緊急輸送路	20
18	指定避難所・指定緊急避難場所一覧	21
19	備蓄物資一覧	24
20	気象観測施設一覧	25
21	油処理材	25
22	オイルフェンス	25
23	被災者の救助保護に係る費用等	26
24	要配慮者利用施設	31
25	協定等締結状況一覧	33
3	様 式	35
1	様式第1号 救護班活動状況	37
2	様式第2号 病院診療所医療実施状況	38
3	様式第3号 助産台帳	39
4	様式第4号 輸送記録簿	40
5-1	様式第5-1号 罹災証明書	41
5-2	様式第5-2号 罹災台帳	42
6-1	様式第6-1号 被災証明書	44
6-2	様式第6-2号 被災証明書発行台帳	45
7	様式第7号 避難所設置及び収容状況	46
8	様式第8号 救助の種目別物資受払状況	47
9	様式第9号 学用品購入（配分）計画表	48
10	様式第10号 学用品の給与状況	49
11	様式第11号 自衛隊派遣要請書	50
12	様式第12号 自衛隊撤収要請書	51

13	様式第13号	被害報告書（発生・経過）	52
14	様式第14号	救助実施記録日計表	54
15	様式第15号	災害救助法による生業資金借入申込書	55
16	様式第16号	生業資金貸付台帳	56
17	様式第17号	被災者救出状況記録簿	57
18	様式第18号	炊出し給与状況	58
19	様式第19号	炊出し用物品借用簿	59
20	様式第20号	食料現品給与簿	60
21	様式第21号	飲料水の供給簿	61
22	様式第22号	物資購入（配分）計画表	62
23	様式第23号	物資の給与状況	63
24	様式第24号	死体処理台帳	64
25	様式第25号	埋火葬台帳	65
26	様式第26号	障害物除去の状況	66
27	様式第27号	応急仮設住宅（入居）申込者名簿	67
28	様式第28号	応急仮設住宅台帳	68
29	様式第29号	住宅応急修理記録簿	69
30	様式第30号	臨時雇上人夫勤務状況表	70
31	様式第31号	災害概況速報	71
32	様式第32号	災害確定報告	73

1 条例等

1 多度津町防災会議条例

(昭和 38 年 10 月 1 日)
条例第 237 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 5 項の規定に基づき、多度津町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 多度津町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 香川県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 香川県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関のうちから町長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- (9) 町を警備区域とする陸上自衛隊の自衛官のうちから町長が任命する者

6 前項の委員の定数は、20 人以内とする。

7 第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は関係地方行政機関の職員、香川県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識の経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、昭和 38 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 12 月 16 日条例第 27 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の多度津町防災会議条例第 3 条第 5 項第 8 号の規定により新たに任命される委員の任期は、同条第 7 項の規定にかかわらず、平成 28 年 4 月 30 日までとする。

2 多度津町災害対策本部条例

(昭和 38 年 10 月 1 日)
条例第 238 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 6 項の規定に基づき、多度津町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は必要と認めるときは、災害対策本部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 38 年 10 月 1 日から施行する。

3 多度津町防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多度津町防災会議条例(昭和38年多度津町条例第237号)第5条の規定に基づき、多度津町防災会議(以下「防災会議」という。)の議事及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 防災会議の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 防災会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 防災会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(会議録)

第3条 会長は、会議録を作成し、次に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 付議案件及び会議の経過
- (4) 決議事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

(代理者)

第4条 委員は、やむを得ない事情等により防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 委員は、あらかじめ前項の代理者を指名し、会長に届け出なければならない。

(専決処分)

第5条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次に掲げる事項について、専決処分することができる。

- (1) 災害に関する情報の収集に関すること。
- (2) 災害が発生した場合の災害応急対策及び災害復旧に係る関係機関相互間の連絡調整に関すること。
- (3) 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他の必要な協力を求めること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、防災会議にその旨を報告しなければならない。

(庶務)

第6条 防災会議の庶務は、総務課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成9年12月1日から施行する。

4 水防法（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

2 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

3 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

4 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては、消防団の長をいう。

5 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

6 この法律において「量水標等」とは、量水標、驗潮儀その他の水位観測施設をいう。

7 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、前条第一項の規定により浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第三号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により国土交通大臣若しくは都道府県知事が通知し若しくは周知する情報をいう。以下同じ。）の伝達方法

二 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

三 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第三号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者

への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

- 一 前項第三号イに掲げる施設当該施設の所有者又は管理者及び次条第七項に規定する自衛水防組織の構成員
 - 二 前項第三号ロに掲げる施設当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
 - 三 前項第三号ハに掲げる施設当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
- 3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
- 一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の土砂災害警戒区域同法第七条第三項 に規定する事項
 - 二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域同法第五十五条に規定する事項

（水防協議会）

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

- 2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

2 資 料

1 山腹崩壊危険地区

番 号	位 置		面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
404-001	佐柳島	本浦	12	18	西部林業事務所
404-002	佐柳島	本浦	15	30	西部林業事務所
404-003	佐柳島	野都合	11	9	西部林業事務所
404-004	佐柳島	長崎	8	1	西部林業事務所
404-005	佐柳島	長崎	11	1	西部林業事務所
404-006	高見島	浜	7	126	西部林業事務所
404-007	高見島	浦	10	163	西部林業事務所
404-008	高見島	板持	13	6	西部林業事務所
404-009	奥白方	南原	8	138	西部林業事務所
404-010	山階	佃	7	203	西部林業事務所
404-011	桃山		4	32	西部林業事務所
404-012	桃山		5	201	西部林業事務所
404-013	東白方	城ヶ下	3	67	西部林業事務所
404-014	奥白方	北原	7	51	西部林業事務所

2 崩壊土砂流出危険地区

番 号	位 置		面積(ha)	人家数	関係林業事務所
404-001	奥白方	西山	3.12	6	西部林業事務所
404-002	奥白方	南原	1.63	137	西部林業事務所
404-003	奥白方	南原	0.45	96	西部林業事務所
404-004	西白方	西川	0.55	176	西部林業事務所

※平成 25 年度調査

3 急傾斜地崩壊危険箇所

(自然 I)

番号	箇所名	位 置	地 形			人家 (戸)	関係土木事務所	担当水防 管理団体
			傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)			
1	影 浦	西浜	41	280	90	37	中讃土木事務所	多度津町
2	西 組	〃	49	240	10	14	〃	〃
3	南 組	本通	61	280	33	30	〃	〃
4	堂 の 内	〃	50	135	32	15	〃	〃
5	城 の 下	〃	52	300	41	10	〃	〃
6	転 石	青木	40	240	60	10	〃	〃
7	寺 の 前	奥白方	48	270	85	17	〃	〃

番号	箇所名	位 置	地 形			人家 (戸)	関係土木事務所	担当水防 管理団体
			傾斜度 (度)	延 長 (m)	高さ (m)			
8	佃	山階	41	120	9	5	〃	〃
9	兵 田	山階	55	190	22	12	〃	〃
10	浜	高見	42	450	290	42	〃	〃
11	浦	〃	51	440	23	23	〃	〃
12	本 浦	佐柳	34	110	7	7	〃	〃
13	長 崎	〃	46	310	104	31	〃	〃
14	東 北 浦	奥白方	45	250	9	9	〃	〃
15	青木北山(3)	青木	31	65	17	1	〃	〃
16	山階北山(1)	山階	35	40	20	6	〃	〃
17	山階北山(3)	〃	30	180	9	5	〃	〃
18	岡	〃	30	170	17	9	〃	〃
19	川 西 (1)	西白方	38	150	15	6	〃	〃

(自然Ⅱ)

番号	箇所名	位 置	地 形			人家 (戸)	関係土木事務所	担当水防 管理団体
			傾斜度 (度)	延 長 (m)	高さ (m)			
1	岡 山	山階	39	40	19	3	中讃土木事務所	多度津町
2	兵 田 (3)	〃	33	70	16	1	〃	〃
3	本 通 り	多度津	36	35	12	1	〃	〃
4	青木北山(1)	青木	62	30	12	1	〃	〃
5	山階北山(2)	山階	31	40	17	1	〃	〃
6	兵 田 (2)	〃	35	75	10	1	〃	〃
7	北 ノ 庄	西白方	30	45	9	2	〃	〃
8	西 山	奥白方	34	110	38	1	〃	〃
9	川 西 (2)	西白方	33	70	19	1	〃	〃
10	原(1)	見立	40	40	8	2	〃	〃

(人工Ⅱ)

番号	箇所名	位 置	地 形			人家 (戸)	関係土木事務所	担当水防 管理団体
			傾斜度 (度)	延 長 (m)	高さ (m)			
1	青木北山(2)	青木	45	30	6	1	中讃土木事務所	多度津町
2	北 原	奥白方	31	35	13	1	〃	〃
3	原(2)	見立	35	50	9	1	〃	〃

4 地すべり危険箇所

番号	箇所名	河川名			位置	関係土木 事務所	担当水防 管理団体	地 形		被害想定 区域内人 家数(戸)
		水系名	河川名	溪流名				面 積 (ha)	勾 配 (度)	
1	奥白方	弘田川	観音堂川	黒戸川	奥白方	中讃土木 事務所	多度津町	39.7	11	19

5 土石流危険渓流

(土石流危険渓流Ⅰ)

番号	河川名			位置	地 形		担当水防 管理団体	関係事 務所等
	水系名	河川名	渓 流 名		流路延長	流域面積		
1	桜 川	桜 川	桃陵下川	本通一丁目	0.02	0.01	多度津町	中讃土木 事務所
2	弘 田 川	弘 田 川	山階下川	山階水附	0.07	0.02	〃	〃
3	〃	〃	山階上川	山階北山	0.03	0.04	〃	〃
4	〃	観音堂川	南 原 川	奥白方南原	0.09	0.04	〃	〃
5	〃	〃	南原下川	〃	0.16	0.06	〃	〃
6	〃	〃	観音堂川	奥白方八王寺	0.54	0.48	〃	〃
7	〃	弘 田 川	山階西川	山階来附	0.03	0.04	〃	〃
8	〃	観音堂川	黒 戸 川	奥白方西山	0.34	0.80	〃	〃
9	〃	〃	黒 藤 川	奥白方鳥打	0.02	0.02	〃	〃
10	〃	〃	黒藤東川	奥白方北の前	0.07	0.02	〃	〃
11	〃	弘 田 川	川 西 川	西白方西山	0.11	0.06	〃	〃
12	〃	〃	川西西川	〃	0.07	0.08	〃	〃
13	〃	〃	瓦 谷 川	西白方瓦谷	0.05	0.05	〃	〃
14	〃	〃	川西東川	奥白方西北浦	0.10	0.03	〃	〃
15	その 他	その 他	長 崎 川	佐柳島長崎浦	0.07	0.03	〃	〃
16	〃	〃	南長崎川	〃	0.06	0.01	〃	〃
17	〃	〃	南長崎下川	〃	0.14	0.03	〃	〃
18	〃	〃	長崎下川	〃	0.09	0.02	〃	〃
19	〃	〃	中本浦川	佐柳島本浦	0.07	0.10	〃	〃
20	〃	〃	高 見 川	高見島高見	0.10	0.04	〃	〃

(土石流危険渓流Ⅱ)

番号	河川名			位置	地 形		担当水防 管理団体	関係事 務所等
	水系名	河川名	渓 流 名		流路延長	流域面積		
1	弘 田 川	観音堂川	黒藤中川	奥白方鳥打	0.08	0.02	多度津町	中讃土木 事務所
2	〃	〃	弥の谷東川	奥白方いたち	0.10	0.05	〃	〃
3	〃	〃	弥の谷西川	〃	0.07	0.06	〃	〃
4	〃	弘 田 川	山階中川	西白方西山	0.09	0.03	〃	〃
5	その 他	その 他	見立西川	見立唐戸	0.08	0.19	〃	〃

6 水閘門及び排水ポンプ施設一覧

区分	河 川 等 の 名 称	施 設 名 称	構 造	施 設 管 理 者	操 作 人	電 話	水防計画上 の位置付け
水門 樋門	中津・豊原	堀江東	鉄製・電動式	多度津町	建設課	33-1112	町計画
	〃	堀江西	〃	香 川 県	〃	〃	県計画
	〃	宮ノ前	〃	多度津町	塩入 達彦	33-4356	町計画
	桜 川	西水戸	〃	香 川 県	建設課	33-1112	県計画
	〃	茂 八	〃	〃	〃	〃	〃

区分	河川等の名称	施設名称	構造	施設管理者	操作人	電話	水防計画上の位置付け
	東白方	西港	〃	〃	〃	〃	〃
	多度津内港	西浜	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	獄下	鉄製・スピンドル	多度津町	〃	〃	町計画
	東白方海岸	白方東	〃	香川県	〃	〃	県計画
	〃	白方中	鉄製・電動式	〃	高島 哲雄	32-2657	〃
	〃	白方西	鉄製・電動式	〃	吉田 清	32-6485	〃
	弘田川	江の尻	鉄製・電動式	〃	山地 昭二	32-4306	〃
	〃	松岡	〃	〃	建設課	33-1112	〃
	〃	加比羅津	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	欖木	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	防潮水門	〃	〃	中津 徳人 建設課	32-6959 33-1112	〃
	見立港	福島	〃	多度津町	建設課	33-1112	町計画
ポンプ場	桜川	桜川排水 機場	鉄製・電動式 排水ポンプ	香川県 多度津町	〃	〃	県計画
	〃	新町排水機場	排水ポンプ	多度津町	〃	〃	町計画
	中津・豊原	堀江雨水 第1ポンプ場	〃	〃	〃	〃	〃
	多度津内港	東浜排水ポンプ 設備	〃	〃	〃	〃	〃

7 量水標における通報水位（潮位）及び警戒水位（潮位）

量水標名称	河川名	通報水位	警戒水位	位置	観測者
山階	弘田川	0.60	1.00	大字山階	中讃土木事務所
豊津橋	桜川	1.50	1.80	栄町	〃

量水標名称	港湾名	通報潮位	警戒潮位	位置	観測者
多度津検潮所	多度津港	1.91	2.41	東浜	多度津町

8 河川重要水防区域・浸水危険地区 (河川重要水防区域)

番号	水系名	河川名	関係土木 事務所	担当水防 管理団体	危険度区分					計	高潮
					A	B	C	D	E		
1	桜川	桜川	中讃土木 事務所	多度津町	150	580	2,600		1,050	4,380	
2	〃	小桜川	〃	〃	50	1,150	1,110		417	2,717	

番号	水系名	河川名	関係土木事務所	担当水防管理団体	危険度区分					計	高潮
					A	B	C	D	E		
3	〃	東桜川	〃	〃	10	1,190	490			1,690	
4	〃	中桜川	〃	多度津町・善通寺市			2,970			2,970	
5	弘田川	弘田川	〃	〃	640	860	5,050		951	7,501	
6	〃	観音堂川	〃	多度津町			1,100			1,100	
7	〃	二反地川	〃	多度津町・善通寺市			1,670		1,710	3,380	
8	〃	弘階川	〃	〃			60		420	480	

(浸水危険区域)

洪水により浸水の起こりやすい地区

桜川流域	栄町一丁目、栄町二丁目、栄町三丁目、仲ノ町、元町、本通一丁目、京町、家中、幸町、桜川一丁目
------	---

9 海岸重要水防区域

(国土交通省海岸)

番号	地区 海岸名	位置	関係土木事務所	担当水防管理団体	重要水防区域(m)	特に危険な区域			備考
						延長(m)	予想される危険	対策水防工法	
1	中津豊原	丸亀市 多度津町	中讃土木事務所	丸亀市 多度津町	1,550	650	越波	積土のう・杭打	576m 974m
2	東白方	多度津町	〃	多度津町	455	455	越波	積土のう・杭打	
3	西白方	〃	〃	〃	588	0	—	—	
4	長崎	〃	〃	〃	303	0	—	—	

(農林水産省海岸)

番号	地区 海岸名	位置	関係土木事務所	担当水防管理団体	重要水防区域(m)	特に危険な区域			備考
						延長(m)	予想される危険	対策水防工法	
1	長崎浦	多度津町	中讃土木事務所	多度津町	1,474	0	—	—	
2	高見板持	〃	〃	〃	705	100	越波	積土のう・杭打	

10 港湾重要水防区域
(県管理港)

番号	地区 海岸名	位置	関係土木 事務所等	担当水防 管理団体	重要水防 区域(m)	特に危険な区域			備考
						延長 (m)	予想され る危険	対 策 水 防工法	
1	多度津港	多度津町	中讃土木 事務所	多度津町	9,038	—	—	—	

11 漁港重要水防区域

番号	漁港名	位置	担当水防 管理団体	重要水防 区域(m)	特に危険な区域			備考
					延長 (m)	予想される危険	対策水防工法	
1	白方	多度津町	多度津町	627	627	越波・高潮	積土のう	

12 ため池重要水防区域

番号	堰 堤 名	関係河 川名	規 模			関係土地 改良務所	担当 水防 管理 団体	重要 水防 区域 ha	予想 され る危 険	対策水 防工法	備考
			堤長 m	堤高 m	貯水量 千 t						
1	新池(西白方)	弘田川	179.0	4.0	4.6	中讃土地改 良事務所	多度 津町	1.0	漏水 決壊	土俵積立 ・杭打	西白方水 利組合
2	新池(三井)	桜 川	509.3	3.4	28.7	〃	〃	8.0	〃	〃	三井水利 組合
3	買地池	桜 川	652.0	3.4	25.0	〃	〃	10.0	〃	〃	旧多度津 水利組合
4	皿池	桜 川	473.0	3.2	40.0	〃	〃	17.0	〃	〃	三井水利 組合
5	千代池	金倉川	1008.0	4.8	118.6	〃	〃	12.4	〃	〃	葛原水利 組合
6	上池(葛原)	〃	245.0	2.5	29.0	〃	〃	2.7	〃	〃	〃
7	米屋池	〃	63.0	4.3	1.9	〃	〃	0.9	〃	〃	青木水利 組合
8	新田池	〃	98.0	5.4	6.0	〃	〃	2.7	〃	〃	奥白方水 利組合
9	奥谷池	〃	45.0	5.1	2.4	〃	〃	1.4	〃	〃	〃
10	古池	〃	38.0	5.0	3.0	〃	〃	1.3	〃	〃	見立水利 組合
11	新池(東白方)	〃	125.0	5.2	6.7	〃	〃	5.7	〃	〃	東白方水 利組合
12	大山池	〃	60.0	6.0	0.53	〃	〃	0.4	〃	〃	見立水利 組合
13	下池(奥白方)	金倉川	240.0	9.1	72.0	〃	〃	1.6	〃	〃	奥白方水 利組合

番号	堰 堤 名	関係河川名	規 模			関係土地改良務所	担当水防管理団体	重要水防区域 ha	予想される危険	対策水防工法	備考
			堤長 m	堤高 m	貯水量 千 t						
14	新池(葛原)	〃	670.0	2.5	65.0	〃	〃	4.0	〃	〃	葛原水利組合
15	要池	〃	560.0	4.0	59.5	〃	〃	2.7	〃	〃	青木水利組合
16	買田池	〃	715.0	3.6	47.2	〃	〃	2.3	〃	〃	庄水利組合
17	前池	〃	107.0	8.9	39.0	〃	〃	1.2	〃	〃	東白方水利組合
18	柏池	〃	182.0	7.3	28.0	〃	〃	1.1	〃	〃	奥白方水利組合
19	難波池	〃	127.0	6.1	25.0	〃	〃	1.1	〃	〃	見立水利組合
20	八王子池	〃	182.0	7.2	24.0	〃	〃	0.9	〃	〃	奥白方水利組合
21	上池(奥白方)	〃	130.0	7.4	19.0	〃	〃	1.0	〃	〃	奥白方水利組合
22	要新池	〃	325.0	2.6	17.0	〃	〃	1.3	〃	〃	青木水利組合
23	中之池	〃	138.0	4.6	15.0	〃	〃	0.6	〃	〃	見立水利組合

13 たため池一覧

台帳番号	たため池の名称	位 置	堤長 m	堤高 m	貯水量 ^{m³}	管理者団体名 代 表 者	水防計画上の位置付け
1	新池(山階)	山階	476.0	4.4	30,100	山階水利組合 森 正典 TEL 32-6218	町計画
2	藤 波 池	〃	504.7	3.8	27,800	〃	〃
3	常 盤 池	〃	624.1	4.0	41,200	〃	〃
4	水 附 池	〃	595.0	2.6	19,000	〃	〃
5	上池(山階)	〃	216.0	5.4	6,300	〃	〃
6	白 方 池	〃	525.0	1.9	28,000	西白方水利組合 中津 徳久 TEL 32-6959	〃
7	宮 後 池	〃	462.0	4.1	13,000	山階水利組合 森 正典 TEL 32-6218	〃
8	下池(山階)	〃	120.0	3.5	8,750	〃	〃
10	皿 池	三井	473.0	3.3	40,000	三井水利組合 亀井 辰雄 TEL 32-5196	県計画
11	新池(三井)	〃	509.3	3.5	28,700	〃	〃
12	星 谷 池	青木	130.0	5.4	5,600	青木水利組合 大谷 泰則 TEL 33-4062	町計画
13	上池(葛原)	葛原	245.0	2.5	29,000	葛原水利組合 山本 博之 TEL 32-6925	県計画

台帳 番号	ため池 の名称	位 置	堤長 m	堤高 m	貯水量m ³	管理者団体名 代 表 者	水防計画上 の位置付け
14	新池(葛原)	〃	670.0	3.3	65,000	〃	〃
15	上池(道福寺)	道福寺	609.0	2.4	62,600	道福寺水利組合 松岡 秀明 TEL 32-3374	町計画
16	菰 池	〃	320.0	2.3	32,000	袖水利組合 池内 隆雄 TEL 33-1533	〃
17	永 池	〃	27.0	1.7	6,500	道福寺水利組合 松岡 秀明 TEL 32-3374	〃
18	千代池	葛原	1,008.0	4.8	118,600	葛原水利組合 山本 博之 TEL 32-6925	県計画
19	中 池	〃	505.0	2.6	5,680	〃	町計画
20	米屋池	青木	63.0	4.3	1,900	青木水利組合 大谷 泰則 TEL 33-4062	県計画
21	要 池	〃	560.0	4.0	59,500	〃	県計画
22	新 池 (要新池)	三井	325.0	2.6	17,000	〃	〃
23	買地池	庄	652.0	2.4	25,000	旧多度津水利組合 西山 正美 TEL 32-7638	〃
24	買田池	〃	715.0	3.6	47,200	庄水利組合 西山 忠明 TEL 32-6852	〃
25	新池(道福寺)	道福寺	626.0	2.6	22,300	道福寺水利組合 松岡 秀明 TEL 32-3374	町計画
26	八王寺池	奥白方	182.0	7.2	24,000	奥白方水利組合 山崎 義行 TEL 32-4618	県計画
27	上池(奥白方)	〃	130.0	7.4	19,000	〃	〃
28	下池(奥白方)	〃	240.0	9.1	72,000	〃	〃
29	柏 池	〃	182.0	7.3	28,000	〃	〃
30	新田池	〃	98.0	5.4	6,000	〃	〃
32	奥谷池	〃	45.0	5.1	2,400	〃	〃
43	中之池	見立	138.0	4.6	15,000	見立水利組合 秋山 義充 TEL 32-4758	〃
44	難波池	〃	127.0	6.1	25,000	〃	〃
45	小山池	〃	86.0	4.2	2,400	〃	町計画
46	左京池	〃	60.0	7.1	5,200	〃	〃
47	古 池	〃	38.0	5.0	3,000	〃	県計画
48	都 池	〃	90.0	4.7	15,000	〃	町計画
50	山 池	〃	50.0	4.5	580	〃	〃
56	谷 池	〃	32.0	5.0	730	〃	〃
59	前 池	東白方	107.0	8.9	39,000	東白方水利組合 高島 哲雄 TEL 32-2657	県計画
60	乳吸池	〃	106.0	8.6	3,000	〃	町計画
61	馬地池	〃	40.0	5.5	3,000	〃	〃
62	奥谷池	〃	97.0	6.8	6,000	〃	〃
63	新池(東白方)	〃	125.0	5.2	6,700	〃	県計画
64	新池(西白方)	西白方	179.0	4.0	4,600	西白方水利組合 中津 徳久 TEL 32-6959	〃

台帳 番号	ため池 の名称	位 置	堤長 m	堤高 m	貯水量m ³	管理者団体名 代 表 者	水防計画 上の位置付け
68	池 谷 池	〃	26.0	3.2	650	〃	町計画
69	中 池	〃	26.0	4.3	490	〃	〃
75	大山池	見立	60.0	6.0	530	見立水利組合 秋山 義充 TEL 32-4758	県計画

14 水防用設備資材器具一覧

令和2年3月1日現在

水防倉庫（1）

所在地：消防本部

住 所：青木 951-8

種 別	数 量
土のう製作器	3 器
角スコップ	21 本
剣先スコップ	49 本
大ハンマー（鉄）	3 本
大ハンマー（木）	15 本

水防倉庫（2）

所在地：町役場

住 所：栄町 1-1-91

種 別	数 量
エンジンポンプ	9 台
水中ポンプ	10 台
発電機	2 台
コードリール	4 台
エンジンチェーンソー	2 台
ボックスウォール	110 枚
ビニールシート	10 枚

15 町内医療機関

	病 院 名	診 療 科 目	病床数	所 在 地	電 話
病 院	しおかぜ病院	内・精・神・心内	180	堀江四丁目 3-1 9	33-2545
	河内病院	内呼胃循小放透析	60	青木 1 3 0-1	33-3113
	多度津三宅病院	消・外・整外・乳甲外・小外 ・ひ・こう	29	栄町二丁目 1-3 6	32-2447
	加藤病院	内・胃・循・整外・婦・放	43	寿町 7-3	33-2821
診 療 所	ウツミ整形外科医院	整外・麻・リウ	19	道福寺 1 3 2	33-1510
	山本医院	内・小	—	大通り 5-1 1	32-2809
	秋山医院	内・小	—	仲ノ町 9-6	32-8326
	三宅医院	内・外	—	山階 1 3 8 6	32-5310
	氏家内科医院	内・消・循	—	京町 3-1 3	32-2635
	中野小児科医院	小	—	道福寺 1 3-5	32-4532
	善紀クリニック	整外	—	西浜 1 1-3 0	32-7171
	加藤整形外科クリニック	整外	—	堀江一丁目 5-7	32-8006
	くるみクリニック	内・小	—	北鴨二丁目 6-1	58-5050
	桃陵クリニック	神内・脳外	—	本通二丁目 3-2 8	58-5588
	嶋田耳鼻咽喉科	耳・アレ	—	幸町 2-2 5	32-8711
	合田接骨医院	接骨	—	東新町 3-1 4	32-2013
	金丸接骨院	〃	—	栄町一丁目 5-3 7	32-4187
	藤木接骨院	〃	—	大通り 3-3 3	32-2663
	篠丸接骨医院	〃	—	山階 5 3 3-2	32-5252

	病 院 名	診 療 科 目	病床数	所 在 地	電 話
	山本接骨院	〃	—	葛原 8 1 1－2 7	32-8807
	たどつ接骨院	〃	—	南鴨 5 8 0－1	33-1815
	接骨院ひだまり	〃	—	本通一丁目 9－1 8	85-9919
	木谷歯科医院	歯	—	元町 4－6	32-6480
	島田歯科診療所	〃	—	大通り 4－1 9	32-2772
	たかぎ歯科医院	〃	—	葛原 6 5 7	32-3210
	西川歯科医院	〃	—	栄町二丁目 1－4 9	33-3601
	まちははいしゃ	〃	—	本通三丁目 2・1 2・1	32-3366
	さくら歯科医院	〃	—	北鴨二丁目 1 0－1	32-1182
	なないろ歯科・こども矯正 歯科クリニック	〃	—	庄 8 4 1－1	32-2255
	高見診療所	一般	—	高見 1 8 7 5	34-3102
	佐柳診療所	〃	—	佐柳 1 2 9 0	35-3101

16 ヘリコプター用飛行場外離着陸場
(場外離着陸場)

①

名 称	多度津町野球場
所 在 地	西港町 4 1 番地
公私有地の別	公有地

②

名 称	多度津町堀江サッカー場
所 在 地	堀江 5 丁目 1 0 番地 1, 2
公私有地の別	公有地 (香川県)

17 緊急輸送路

(広域的な輸送確保路線＜第2次輸送確保路線＞)

路 線 名	区 間
県道丸亀詫間豊浜線	多度津町東白方～三豊市詫間町
さぬき浜街道	丸亀市昭和町～多度津町西港町
県道丸亀詫間豊浜線	多度津町西港町～東白方
多度津町町道8号線	多度津町東白方～東白方

(町内における輸送確保路線)

路 線 名	区 間
県道多度津停車場線	仲ノ町～栄町
県道善通寺多度津線	大通り～道福寺
県道高松善通寺線	葛原～葛原
県道多度津丸亀線	奥白方～南鴨
県道多度津善通寺線	三井～青木
県道多度津停車場道隆寺線	栄町三丁目～栄町三丁目
県道多度津港線	東浜～西浜
県道山階多度津線	山階～西白方
県道西白方善通寺線	西白方～西白方
町道6号線	東港町～東港町
町道12号線	西港町～西港町
町道13号線	西港町～西港町
町道30号線	奥白方～奥白方
町道277号線	北鴨二丁目～南鴨

(町内における主な輸送港)

港 湾 名	種 別	管 理 者	地 区 名	輸送確保路線への連絡経路
多度津港	地方港湾	香川県	東港町地区	→町道6号線→さぬき浜街道
白方漁港	第一種漁港	多度津町	西白方地区	→町道355号線→さぬき浜街道

18 指定避難所・指定緊急避難場所一覧

(指定避難所一覧)

指定避難所名	住所	所有者	電話番号	指定緊急避難場所との重複	福祉避難所	想定収容人数
多度津町リサイクルプラザ	多度津町桃山 13-1	多度津町	0877-33-4425	○		129
県立多度津高等学校	多度津町栄町 1-1-82	香川県	0877-33-2131	○		700
多度津小学校	多度津町栄町 3-1-9	多度津町	0877-33-1616	○		874
多度津中学校	多度津町本通 2-11-55	〃	0877-33-2271	○		1,440
豊原小学校	多度津町南鴨 704	〃	0877-32-2050	○		952
豊原幼稚園	多度津町葛原 835-1	〃	0877-32-5061	○		273
四箇小学校	多度津町三井 433-1	〃	0877-32-2517	○		672
多度津町民健康センター	多度津町西港町 127-1	〃	0877-32-8500	○	○	304
白方小学校	多度津町奥白方 1142	〃	0877-32-3331	○		787
高見島研修センター (旧高見小学校)	多度津町高見 1723	〃	0877-33-0700	○		50
佐柳いこいの家	多度津町佐柳 2638-1	〃	0877-33-4488	○		35
佐柳本浦住民会館	多度津町佐柳 846-7	自治会	0877-33-1110	○		45
				12	1	6,261

(指定緊急避難場所一覧)

No.	指定緊急避難場所	住所	所有者	電話番号	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数
					洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫		
1	多度津町リサイクルプラザ	多度津町桃山 13-1	多度津町	0877-33-4425	○	○	○	○	○	○	○	○	129
2	8区自治会(公民館施設の一部)	多度津町西浜 10-1	自治会	-		○				○	○		15
3	学校法人禅林学園 禅林学園高等学校	多度津町西浜 12-44	法人	0877-32-3000		○	○	○	○		○		50
4	県立多度津高等学校 (栄町本校舎 2~4 階)	多度津町栄町 1-1-82	香川県	0877-33-2131	○	○	○	○	○		○	○	700
5	多度津小学校	多度津町栄町 3-1-9	多度津町	0877-33-1616	○	○	○	○	○	○	○	○	874
6	香川県営住宅多度津団地 (1号棟 2階~8階 共用部分に限る)	多度津町京町 7-42	香川県	087-832-3581	○	○	○	○	○		○		140
7	本通分館	多度津町本通 1-8-4	多度津町	0877-33-0700		○	○	○	○	○	○		35
8	寶性寺(寺社施設の一部)	多度津町本通 1-8-12	法人	-		○	○	○	○	○	○		50
9	多度津中学校(2階以上)	多度津町本通 2-11-5	多度津町	0877-33-2271	○	○	○	○	○	○	○	○	1,440
10	金剛禅総本山少林寺 (禅林学園含む)	多度津町本通 3-1-48	法人	0877-33-0044	○		○	○	○	○	○		1,180
11	四変テック㈱ 多度津事務所本館 (2階及び3階)	多度津町桜川 2-1-97	〃	-	○	○	○	○	○	○	○		100
12	医療法人社団三和会 しおかぜ病院(しおかぜ病院病院棟)	多度津町堀江 4-3-19	〃	0877-33-2545	○	○	○	○	○	○	○		200

No.	指定緊急避難場所	住所	所有者	電話番号	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数
					洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模 な火事	内水 氾濫		
	(2階～4階共有部分に限る)												
13	特別養護老人ホームかざみ鳥 (デイサービスセンターかざみ鳥) (2階～3階の共有部分に限る)	多度津町北鴨 2-110-1	〃	0877-56-6300	○	○	○	○	○	○	○		60
14	イオンタウン多度津 駐車場	多度津町北鴨 2-10-1	〃	0877-58-5133		○	○	○	○	○			1,100
15	豊原小学校 (2階以上)	多度津町南鴨 704	多度津町	0877-32-2050	○	○	○	○	○	○	○	○	952
16	ウツミ整形外科医院 (3階会議室)	多度津町道福 寺132	法人	0877-33-1510	○	○	○	○	○	○	○		12
17	道福寺公園	多度津町道福 寺270-10	多度津町	0877-33-1112	○	○	○	○	○	○	○		485
18	豊原幼稚園	多度津町葛原 835-1	多度津町	0877-32-5061	○	○	○	○	○	○	○	○	273
19	グループホーム青い鳥 (施設2階の一部)	多度津町葛原 451-1	法人	0877-32-0087	○	○	○	○	○	○	○		15
20	インテリアタカギ (施設2階の一部)	多度津町葛原 1813-2	〃	-	○	○	○		○	○	○		20
21	四箇小学校 (2階以上)	多度津町三井 433-1	多度津町	0877-32-2517	○	○	○	○	○	○	○	○	672
22	四箇幼稚園	多度津町三井 440	〃	0877-32-5062	○	○	○	○	○	○			290
23	社会福祉法人 三井福祉会 三井保育所 (施設の一部)	多度津町三井 385-1	法人	0877-32-4058	○	○	○	○	○	○	○		90
24	香川県農業協同組合多度津集荷場 (農業センター2階、駐車場)	多度津町庄 928	〃	0877-33-1359	○	○	○	○	○	○	○		300
25	株オーエス (施設2階の一部)	多度津町庄 845-3	〃	0877-32-1281	○	○	○	○	○	○	○		12
26	四箇地区公民館	多度津町青木 129-2	多度津町	0877-32-5221		○	○	○	○	○			50
27	青木北山公民館 (公民館施設の一部)	多度津町青木 837 地先	自治会	-	○	○	○		○	○	○		16
28	地藏堂 (地藏堂の一部)	多度津町山階 752 地先	〃	-	○	○	○		○	○	○		7
29	兵田公民館 (公民館施設の一部)	多度津町山階 1006	〃	-		○	○		○	○	○		14
30	H宅南側 (所有土地の一部)	多度津町山階	個人	-		○	○	○	○	○	○		50
31	岡公民館 (施設の一部)	多度津町山階	自治会	-		○	○		○	○	○		16
32	甘露台様御生誕地の家	多度津町山階	法人	-	○	○	○	○	○	○	○		25
33	株ワイケーエス (事務所棟2階駐車場)	多度津町山階 300	〃	0877-32-2757	○	○	○	○	○	○	○		270
34	山階本村公民館 (公民館施設の一部)	多度津町山階 322-3 地先	自治会	-		○	○	○	○	○	○		12
35	多度津町立武道館	多度津町西港 町41	多度津町	0877-33-3666		○				○	○		250
36	多度津町民体育館	多度津町西港 町41	〃	0877-33-3666		○			○	○	○		750
37	多度津町民健康センター (2階以上)	多度津町西港 町127-1	〃	0877-32-8500	○	○	○	○	○	○	○	○	304
38	白方小学校	多度津町奥白 方1142	〃	0877-32-3331	○	○	○	○	○	○	○	○	787
39	奥白方農業構造改善センター	多度津町奥白 方1586-13	自治会	0877-32-5487	○		○	○	○	○	○		35

No.	指定緊急避難場所	住所	所有者	電話番号	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数
					洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫		
40	ユニコム(株)白方工場 (事務所棟3階)	多度津町奥白方 1233-1	法人	0877-33-4577	○	○	○	○	○	○	○		24
41	Y 宅 (敷地内敷地の一部)	多度津町奥白方	個人	-	○	○	○	○	○	○	○		7
42	海岸寺奥の院 (寺社施設の一部)	多度津町西白方 997-1	法人	-	○	○	○		○	○	○		70
43	薬王寺 (寺社施設の一部)	多度津町西白方 78	〃	-			○	○	○	○	○		40
44	東白方本村自治会 (公民館施設の一部)	多度津町東白方 472-1	自治会	-	○	○	○		○	○	○		12
45	見立自治自治会 (公民館施設の一部)	多度津町見立	〃	-	○	○				○	○		24
46	高見島研修センター (旧高見小学校)	多度津町高見 1723	多度津町	0877-33-0700	○	○	○	○	○	○	○	○	50
47	高見いこいの家	多度津町高見 1775-23	〃	0877-33-4488	○					○	○		35
48	K 宅 (敷地(居宅を除く))	多度津町高見	個人	-	○	○	○	○	○	○	○		15
49	佐柳いこいの家	多度津町佐柳 2638-1	多度津町	0877-33-4488	○		○			○	○	○	35
50	佐柳本浦住民会館	多度津町佐柳 846-7	自治会	0877-33-1110	○	○		○		○	○	○	45
51	佐柳八幡神社 (神社施設の一部)	多度津町佐柳 1280 地先	〃	-	○	○	○		○	○	○		28
52	祠 (本浦自治会管理祠)	多度津町佐柳 726 地先	〃	-	○	○	○	○	○	○	○		50
53	O 宅 (敷地(居宅を除く))	多度津町佐柳	個人	-	○	○	○		○	○	○		7
54	K 宅 (敷地(居宅を除く))	多度津町佐柳	〃	-	○	○	○		○	○	○		7
55	O 宅 (敷地(居宅を除く))	多度津町佐柳	〃	-	○	○	○		○	○	○		7
56	H 宅 (敷地(居宅を除く))	多度津町佐柳	〃	-	○	○	○		○	○	○		7
57	O 宅 (敷地(居宅を除く))	多度津町佐柳	〃	-	○	○	○		○	○	○		7
58	I 宅 (敷地(居宅を除く))	多度津町佐柳	〃	-	○	○	○		○	○	○		7
58 件					45	53	52	38	52	55	55	12	12, 257

19 備蓄物資一覧

令和2年3月1日現在

品 名		数 量	備 考
食料等	アルファ米	4,596 食	
	おかゆ	2,850 食	
	保存パン	3,362 食	
	ビスケット	2,940 食	
	米粉クッキー	1,222 食	
	即席みそ汁	5,800 食	
	スープ類	210 食	
	すりおろしりんご	432 食	
	ビスコ	300 袋	
	ハラル食	24 食	
	調製粉乳	0歳児	9,111 g
		1歳児～	3,584 g
		哺乳瓶	1,135 本
飲料水	500ml	23,784 本	15,192ℓ
	2ℓ	132 本	66ℓ
衛生用品	トイレットペーパー	43,200 m	432 ロール
	ティッシュペーパー	57,750 組	385 箱
	ウェットティッシュ	142 ロール	
	ペーパータオル	24,200 枚	121 箱
	生理用品	昼用	83 パック
		夜用	151 パック
	紙おむつ (小児用)	S	528 枚
		M	528 枚
		L	620 枚
	紙おむつ (大人用)	S	0 枚
		M	101 枚
		L	65 枚
	携帯トイレ (大)	本体	42 台
		消耗品セット	42 セット
	携帯トイレ (小)	11,218 回分	
	パーソナルテント	23 張	トイレ用
日用品	紙コップ	27,500 個	
	スプーン	5,200 本	
	紙皿	2,300 枚	
	ミニストロー	2,300 本	
	紙エプロン	2,300 枚	
	アルミシュラフ	2,540 枚	寝袋
	アルミブランケット	3,071 枚	
	エアマット	3,859 枚	
	タオル類	824 枚	

資機材	給水袋	1,716 袋	
	多機能ランタン	28 個	
	ブルーシート	130 枚	
	メガホン	26 個	
	特設電話	14 台	
	サークル（子供用）	6 セット	
	サークルフロアマット	216 枚	

20 気象観測施設一覧

施設名	場所	備考
多度津特別地域気象観測所	家中6-4	高松地方気象台設置の気象観測施設
多度津町雨量観測所	栄町一丁目1-91	香川県河川砂防課設置の雨量観測施設
高見島観測局	高見	
白方観測局	西白方	
多度津町役場測定局	栄町一丁目1-91	香川県環境管理課設置の風向風速観測施設
多度津検潮所	東浜乙671-177番地	四国地方整備局設置の潮位観測施設

21 油処理材

保管場所	所在地	品名	数量
多度津町リサイクルプラザ	桃山13-1	油吸着材（マット）	1,000 枚

22 オイルフェンス

保管場所	所在地	型式	数量
多度津町リサイクルプラザ	桃山13-1	D型	400m

23 被災者の救助保護に係る費用等

1 避難所の設置

(1) 避難所の設置

ア 対象者

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者

イ 費用の限度額

1人1日当たり 330円以内

ウ 救助期間

災害発生の日から7日以内（ただし、厚生労働大臣の承認により期間の延長あり）

エ 対象経費

避難所の設置、維持及び管理のための貸金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、水道光熱費並びに仮設便所等の設置費

(2) 福祉避難所の設置

ア 対象者

(1)のうち、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所において何らかの特別な配慮を費用とする者

イ 費用の限度額

(1)に加えて、下記対象経費の通常の実費を加算

ウ 救助期間

(1)と同様

エ 対象経費

(1)に加えて、相談等にあたる職員等の配置経費、トイレ等の器物の費用、必要な消耗器材費などを加算

2 応急仮設住宅の供与

(1) 建設型応急住宅

ア 対象者

住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者

イ 費用の限度額

1戸当たり平均 5,714,000円以内

ウ 住宅の規模

応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定

エ 集会施設の設置

概ね50戸に1施設設置可

オ 着工時期

災害発生の日から20日以内

カ 救助期間

完成の日から最長2年

(2) 賃貸型応急住宅

ア 対象者

(1)と同様

イ 費用の限度額

地域の実情に応じた額（実費）

ウ 住宅の規模

世帯の人数に応じて建設型仮設住宅で定める規模に準じる規模

エ 着工時期

災害発生の日から速やかに提供

オ 救助期間

最長2年

3 炊出しその他による食品の供与

(1) 対象者

避難所に避難している者、住家に被害を受け、又は災害により現に炊事のできない者

(2) 費用の限度額

1人1日当たり 1,160円以内

(3) 救助期間

災害発生の日から7日以内

(4) 対象経費

主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上費、消耗器材費、雑費

4 飲料水の供給

(1) 対象者

災害により現に飲料水を得ることができない者

(2) 救助期間

災害発生の日から7日以内

(3) 対象経費

ア 水の購入費

イ 給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費

ウ 浄水に必要な薬品又は資材費であって、当該地域における通常の実費

5 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 対象者

住家が全半壊、全半焼、流失、床上浸水により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むのが困難な者

(2) 費用の限度額

(単位：円)

世帯構成員別		季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯 1人増すごとに 加算
被害別	全壊、全焼、 流出	夏	17,300	22,300	32,800	39,300	49,800	7,900
		冬	28,600	37,000	51,600	60,500	75,900	11,400
	半壊、半焼、 又は床上浸水	夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,500	2,600
		冬	9,100	12,000	16,900	20,000	25,400	3,600

(3) 救助期間

災害発生の日から10日以内

(4) 対象経費

ア 被服、寝具及び身の回り品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

6 医療及び助産

(1) 医療

ア 対象者

災害により医療の途を失った者

イ 医療の実施

救護班により行うこと。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合は、病院又は診療所において医療（施術）（注）を行うことができる。

ウ 医療の範囲

診療、薬剤又は治療材料の支給、処置・手術その他の治療及び施術、病院又は診療所への収容、看護

エ 救助期間

災害発生の日から14日以内

オ 対象経費

救護班：使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具等の修繕費等の実費

病院又は診療所：国民健康保険の診療報酬の額以内

施術者：協定料金の額以内

(2) 助産

ア 対象者

災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失った者

イ 助産の実施

救護班によって行われることが望ましいが、出産は一刻を争う場合も多いので助産師によることも差し支えない

ウ 助産の範囲

分べんの介助、分べん前及び分べん後の処置、脱脂綿・ガーゼ・その他の衛生材料の支給

エ 救助期間

災害発生の日から7日以内

オ 対象経費

救護班：使用した衛生材料費等の実費

助産師：慣行料金の100分の80以内の額

7 被災者の救出

(1) 対象者

災害のため現に生命もしくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するもの

(2) 救助期間

災害発生の日から3日（72時間）以内（死体の捜索の場合は10日以内）

(3) 対象経費

舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費

8 住宅の応急修理

(1) 半壊・大規模半壊

ア 対象者

①災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者

②大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）した者

イ 費用の限度額

居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、

1世帯当たり 595,000円以内

ウ 救助期間

災害発生の日から1か月以内に完了

(2) 一部損壊（準半壊）

ア 対象者

災害のため住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

イ 費用の限度額

居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、

1世帯当たり300,000円以内

ウ 救助期間

災害発生の日から1か月以内に完了

9 学用品の給与

(1) 対象者

災害により住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒（幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外）

(2) 費用の限度額

ア 教科書、正規の教材：実費

イ 文房具、通学用品及びその他の学用品：小学校児童 4,500円以内
中学校生徒 4,800円以内
高等学校等生徒 5,200円以内

(3) 救助期間

災害発生の日から ①教科書、教材：1か月以内

②文房具、通学用品及びその他の学用品：15日以内

(4) 対象経費

ア 教科書及び正規の教材

学校にて有効適切なものとして使用しているワークブック、辞書、図鑑等

イ 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規等

ウ 通学用品

傘、靴、長靴等

エ その他の学用品

運動靴、体育着、カスタネット、ハーモニカ、笛、ピアノカ、工作用具、裁縫用具等

10 埋葬

(1) 対象者

災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給

(2) 費用の限度額

1体当たり 大人（12歳以上）：215,200円以内

小人（12歳未満）：172,000円以内

(3) 救助期間

災害発生の日から10日以内

(4) 対象経費

ア 棺（付属品を含む）

イ 埋葬又は火葬（賃金職員雇上費を含む）

ウ 骨壺及び骨箱

11 死体の捜索・処理

(1) 対象者

災害の際死亡した者に、死体に関する処理（埋葬を除く）をする

(2) 費用の限度額

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

1体当たり：3,500円以内

イ 死体の一時保存

死体一時収容施設利用時：通常の実費

上記が利用出来ない場合：1体当たり5,400円以内

ウ 検案：救護班以外は慣行料金

(3) 救助期間

災害発生の日から１０日以内

１２ 障害物の除去

（１）対象者

半壊（焼）又は床上浸水した住家であつて、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者

（２）費用の限度額

１世帯当たり１３７，９００円以内

（３）救助期間

災害発生の日から１０日以内

（４）対象経費

スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費

24 要配慮者利用施設

(金倉川洪水浸水想定区域＜想定最大規模＞)

No.	施設名称	住所	電話番号	浸水深	関係課
1	多度津幼稚園	栄町 3-1-34-1	32-2367	0.5～3.0m	教育課
2	豊原幼稚園	葛原 835-1	32-5061	0.5～3.0m	教育課
3	四箇幼稚園	三井 440	32-5062	0.5～3.0m	教育課
4	多度津小学校	栄町 3-1-9	33-1616	0.5～3.0m	教育課
5	豊原小学校	南鴨 704	32-2050	0.5～3.0m	教育課
6	四箇小学校	三井 433-1	32-2517	0.5～3.0m	教育課
7	多度津中学校	本通 2-11-55	33-2271	0.5～3.0m	教育課
8	勤労青少年ホーム	本通 2-11-14	33-3076	0.5～3.0m	教育課
9	多度津高等学校	栄町 1-1-82	33-2131	0.5～3.0m	香川県
10	禅林学園高等学校	西浜 12-44	32-3000	0.5～3.0m	香川県
11	愛光保育園	家中 11-43	32-2602	0.5～3.0m	健康福祉課
12	多聞院保育所	仲ノ町 2-5	33-0711	0.5～3.0m	健康福祉課
13	豊原保育所	道福寺 581	33-1868	0.5～3.0m	健康福祉課
14	三井保育所	三井 385-1	32-4058	0.5～3.0m	健康福祉課
15	白方保育所	西白方 532-2	32-2079	0.5～3.0m	健康福祉課
16	堀江保育所	堀江 4-349-5	85-3636	0.5～3.0m	健康福祉課
17	多度津地区児童館	栄町 3-1-53	32-3910	0.5～3.0m	健康福祉課
18	豊原地区児童館	南鴨 660-7	32-3970	0.5～3.0m	健康福祉課
19	四箇地区児童館	三井 431-1	33-0172	0.5m 未満	健康福祉課
20	白方地区児童館	奥白方 1409-1	33-2589	0.5～3.0m	健康福祉課
21	放課後児童クラブ (多度津地区児童館)	栄町 3-1-53	32-3910	0.5～3.0m	健康福祉課
22	放課後児童クラブ (豊原地区児童館)	南鴨 660-7	32-3970	0.5～3.0m	健康福祉課
23	放課後児童クラブ (四箇地区児童館)	三井 431-1	33-0172	0.5m 未満	健康福祉課
24	放課後児童クラブ (白方地区児童館)	奥白方 1409-1	33-2589	0.5～3.0m	健康福祉課
25	放課後児童クラブ (多度津地区四つ葉クラブ)	栄町 3-1-9	33-3878	0.5～3.0m	健康福祉課
26	放課後児童クラブ (豊原校区四つ葉クラブ)	南鴨 660-1	32-3970	0.5～3.0m	健康福祉課
27	放課後児童クラブ (四箇校区四つ葉クラブ)	三井 431-1	33-0172	0.5m 未満	健康福祉課
28	ウツミ整形外科医院	道福寺 132	33-1510	0.5～3.0m	健康福祉課
29	桃陵クリニック	本通 2-3-28	58-5588	0.5～3.0m	健康福祉課
30	河内病院	青木 130-1	33-3113	0.5～3.0m	健康福祉課

No.	施設名称	住所	電話番号	浸水深	関係課
31	多度津三宅病院	栄町 2-1-36	32-2447	0.5～3.0m	健康福祉課
32	加藤病院	寿町 7-3	33-2821	0.5～3.0m	健康福祉課
33	しおかぜ病院	堀江 4-3-19	33-2545	0.5～3.0m	健康福祉課
34	多度津町町民健康センター	西港町 127-1	32-8500	0.5～3.0m	健康福祉課
35	デイサービスうぶ	南鴨 302-1	85-8807	0.5～3.0m	健康福祉課
36	ふれあいの家	西港町 127-10	32-8601	0.5～3.0m	健康福祉課
37	ひざし工房	堀江 2-6-43	85-6451	0.5～3.0m	健康福祉課
38	グループホーム コーラル	堀江 4-3-55	89-5808	0.5～3.0m	健康福祉課
39	桃陵苑	西港町 127-3	33-0222	0.5～3.0m	高齢者保険課
40	かざみ鳥	北鴨 2-110-1	56-6300	0.5～3.0m	高齢者保険課
41	多度津町生活支援ハウス	西港町 127-8	58-5600	0.5～3.0m	高齢者保険課
42	高木産業デイサービス未来	葛原 1716	56-6510	0.5～3.0m	高齢者保険課
43	デイサービスセンター桜荘	葛原 384	32-0054	0.5～3.0m	高齢者保険課
44	デイサービスセンター途中迎舎	西白方 443-1	85-8512	0.5～3.0m	高齢者保険課
45	デイサービスセンターかりん	青木 123-1	35-7885	0.5～3.0m	高齢者保険課
46	デイサービス ゆず	栄町 2-4-10	32-2915	0.5～3.0m	高齢者保険課
47	デイサービス せせらぎ	寿町 2-17	33-3010	0.5～3.0m	高齢者保険課
48	多度津デイサービスセンター	西港町 127-1	32-8501	0.5～3.0m	高齢者保険課
49	デイサービス Yスタジオ	北鴨 2-96-9	32-8839	0.5～3.0m	高齢者保険課
50	サービス付高齢者住宅E R S T	道福寺 138-3	33-1500	0.5～3.0m	高齢者保険課
51	せせらぎの郷	寿町 2-17	33-3010	0.5～3.0m	高齢者保険課
52	やすらぎの森	寿町 7-3	32-1020	0.5～3.0m	高齢者保険課
53	小規模多機能 青い鳥	葛原 451	32-0037	0.5～3.0m	高齢者保険課
54	看護小規模多機能こもれびの丘	寿町 7-9	33-2002	0.5～3.0m	高齢者保険課
55	グループホーム青い鳥	葛原 451-1	32-0037	0.5～3.0m	高齢者保険課
56	グループホームみどり	寿町 7-3	33-3003	0.5～3.0m	高齢者保険課
57	愛寿苑	青木 148	33-0086	0.5m 未満	高齢者保険課

(土砂災害警戒区域)

No.	施設名称	住所	電話番号	関係課
1	白方小学校	奥白方 1142	32-3331	教育課

25 協定等締結状況一覧

	協定の名称	締結先
1～34	災害時における一時避難場所(指定緊急避難場所)としての使用に関する協定	金剛禅総本山少林寺、学校法人禅林学園、香川県農業協同組合、(福)三井福祉会三井保育所、(医)昌樹会ウツミ整形外科医院、グループホーム青い鳥、マックスバリュ西日本(株)、(株)ワイケーエス、高木産業(株)、ユニコム(株)、(株)オーエス、四変テック(株)、海岸寺、薬王寺、寶性寺、山階本村自治会、岡自治会、兵田自治会、山階北山自治会、青木北山自治会、見立自治会、東白方本村自治会、8区自治会、本浦自治会、本浦自治会、個人9件
35	災害時における避難所指定に伴う申し合わせ	香川県立多度津高校
36	災害時における要援護高齢者の受け入れ等に関する協定	(福)多度津福祉会特別養護老人ホーム桃陵苑、(医)みどり会介護老人保健施設やすらぎの森、多度津三宅病院、(医)ひかり会河内病院、(福)多聞院保育所
37		
38		
39		
40		
41	津波発生時における一時避難場所としての使用に関する協定	(学)禅林学園、香川県立多度津高校、香川県営住宅多度津団地、(福)善心会特別養護老人ホームかざみ鳥、(医)三和会しおかぜ病院
42		
43		
44		
45		
46～71	大規模災害発生時における支援活動に関する協定	(株)白井興産、(有)久保田総業、(有)高原水道設備、丸住設備工業(株)、(株)原組、(株)瀬戸造園、(有)尾水道設備、(有)森末商店、(有)藤田工務店、(株)亀山組、共立建設(有)多度津本社、枝園建設(株)、(株)桃陵工業、(株)中茂工務店、(株)ホリカワ工業多度津営業所、宮崎建設(株)多度津営業所、(有)コウエイエンジニアリング、(株)濱田創建、(株)和興多度津営業所、(有)細川土砂、本間建設(株)、四国土建(株)、(有)瀬戸内プロパン住設、旭工業(株)、多度津町上水道工事業協同組合、(有)宮武清掃社
72	災害時における障害物除去等の協力に関する協定	(有)オオタニ整備工業
73	災害時における協力に関する協定	多度津町防災連絡協議会
74	災害時における飲料水の提供及び供給に関する協定	四国コカ・コーラボトリング(株)、香川ペプシコーラ販売(株)
75		
76	災害時における食料・生活必需品の確保に関する協定	マックスバリュ西日本(株)
77	災害時におけるエルピーガス等の調達に関する協定	(社)香川県LPガス協会仲多度支部多度津地区会
78	災害時におけるレンタル機材の調達に関する協定	東海リース(株)高松支店
79	災害時の協力に関する協定	四国電力(株)
80	災害時の協力に関する協定	西日本電信電話(株)香川支店

	協定の名称	締結先
81	災害時における海上輸送に関する協定	三洋汽船(株)、備讃フェリー(株)
82		
83	災害時における多度津町と多度津町内郵便局の協力に関する協定	日本郵便(株)多度津町内等郵便局
84	大規模災害時等の物流拠点施設としての協力に関する協定	四変テック(株)
85	災害時ウェルネス推進に関する協定	大塚製薬(株)徳島支店
86	災害時の医療救護活動に関する協定	多度津地区医師会、多度津町歯科医師会、 一般社団法人 丸亀市薬剤師会
87		
88		
89	災害時における応援業務に関する協定	香川県行政書士会
90	多度津町災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定	(福)多度津町社会福祉協議会
91	災害時の相互応援に関する協定	香川県・県内17市町
92	大規模災害時における町民等の安否確認に関する協力の申し合わせ	香川県警察
93	GPS波浪計観測情報配信システムを使用した情報の活用に関する協定	国土交通省四国地方整備局

3 様 式

1 様式第1号 救護班活動状況

救 護 班 活 動 状 況

多度津町

救護班名

班長：医師 氏 名

月 日	大 字	患 者 数	措 置 の 概 要	死体検案数	修 繕 費	備 考

(注)「備考」欄に、班の編成、活動期間を記入すること。

病院診療所医療実施状況

[illegible]

38

3 様式第3号 助産台帳

助 産 台 帳

多度津町

分娩者氏名	分娩月日	助産機関名	分娩時間	金額	備考

輸送記録簿

多度津町

[illegible]

- (注) 1 「目的」欄は、主たる目的（又は救助の種類）を記入すること。
2 都道府県又は市町の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
3 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
4 「故障の概要」欄には、故障の原因又は故障個所を記入すること。

5-1 様式第5-1号 罹災証明書

〒	証明番号	

罹 災 証 明 書

世 帯 主 住 所	
世 帯 主 氏 名	

罹 災 年 月 日 罹 災 の 原 因	の による
罹 災 住 家 の 所 在 地	
被 害 の 程 度	
備 考	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

多度津町長

(注意事項)

- この証明は、災害救助の一環として、應急的、一時的な救済を目的に、自治体が確認できる程度の住家被害について証明するものです。
- この証明は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。
- この証明は、原則として、一世帯に一枚の発行となりますので、大切に保管してください。
- 被害の程度の判定結果に不服がある場合は、証明の交付を受けた窓口に申し出てください。

罹 災 台 帳

(第 号)

申請者		(住所)						
		(氏名)			(通称名)			
連絡先								
罹災場所		(住所)						
		(建物名)						
家屋所有者		(住所) (氏名)						
送付先住所		(住所)						
		(建物名)						
罹災世帯の状況	住所	(住所)						
		(建物名)						
	連絡先							
	避難場所							
		続柄	氏名	性別	生年月日	年齢	備考	
	1							
	2							
	3							
	4							
	5							
	6							
	7							
8								
9								
10								
罹災状況	住家	☐ 持家 ☐ 貸家 ☐ 借家 ☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 被害なし ☐ 一部員壊 ☐ 一部員壊・床上浸水 ☐ 一部員壊・床下浸水 ☐ 対象外					その他事項	
罹災年月日					調査年月日			
調査員の職・氏名								

月 日	対 処 内 容

6-1 様式第6-1号 被災証明書

〒	証明番号	

被災証明書

住 所	
申 請 者	

被災年月日 被災の原因	の による
被災住所	
被災内容	
備 考	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

多度津町長

(注意事項)

- この証明は、市町長が確認できる範囲において、被災した事実を証明するものです。
(被害の程度を証明する物ではありません)
- この証明は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

被災証明書発行台帳

[illegible]

7 様式第7号 避難所設置及び収容状況

避難所設置及び収容状況

多度津町

避難所の名称	種 別	開 設 期 間	実人員	延人員	物品使用状況		実支出額	備 考
					品 名	数 量		
		月 日～ 月 日						
小 計	既存建物							
	野外仮設							
	天 幕							
合 計								

(注) 1 「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。

2 「物品使用状況」欄は、開設期間中に使用した品名別使用数量を記入すること。

3 他市町の住民を収容したときは、その住所、氏名、及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

8 様式第8号 救助の種目別物資受払状況

救 助 の 種 目 別 物 資 受 払 状 況

多度津町

救助の種目別	年 月 日	品 名	呼 称 単 位	摘 要	受	払	残	備 考
避難所用								
炊出し、その他 による食品給与 用								
給食用機械器 具、燃料用・洗 浄用薬品資材								
被服、寝具等								
医薬品、衛生材 料								
被災者救出用機 械器具燃料								
燃料及び消耗品								

- (注) 1 「摘要」欄に、購入先、受入先、払出先を記入すること。
 2 「備考」欄に、購入単価、及び購入金額を記入すること。
 3 各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計、及びそれぞれの金額を明らかにすること。なお、物資等において、県より受入分、及び町調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の計、及び金額を明らかにしておくこと。
 4 救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品名ごとの使用状況を記入すること。なお、「備考」欄に、払高数量（使用数量）に対する金額を記入すること。

9 様式第9号 学用品購入 (配分) 計画表

学用品購入(配分)計画表

多度津町

[illegible]

(注) 1 本表は学用品のうち文房具、及び通学用品のみとし、教科書(教材を含む)については、別途便宜作成するものとする。
2 都道府県調達があるときは、その旨を各品ごとの「備考」欄に明らかにしておくこと。

学用品の給与状況

多度津町

学校名	学年	児童・生徒 氏名	親権者氏名	給与月日	給 与 品 の 内 訳							実支出額	備 考	
					教 科 書			そ の 他 学 用 品						
					国語	算数		鉛筆	ノート					

学用品を上記のとおり、給与したことに相違ありません。

年 月 日
給与責任者（学校長）
氏 名 印

(注) 1 「給与月日」欄には、その児童・生徒に対して最後に給与した給与月日を記入すること。

2 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

自 衛 隊 派 遣 要 請 書

多度津町

香 川 県 知 事 殿

年 月 日

多 度 津 町 長

自衛隊に対する災害派遣要請について（申出）

このことについて、次のとおり自衛隊の派遣をお願いします。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

2 派遣を必要とする期間

年	月	日	時から
年	月	日	(災害が終了するまで)

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 派遣を希望する区域

(2) 活動内容

4 その他参考事項

(1) 宿 舎

(2) 食 料

(3) 資 料

香 川 県 知 事 殿

年 月 日

多 度 津 町 長

自衛隊に対する災害派遣部隊の撤収について（報告）

先に申し出た_____による
部隊等の_____作業については、
その目的を達したので、次のとおり派遣部隊等の撤収についてよろしく
お願いします。

記

撤 収 年 月 日 年 月 日

様式第13号 被害報告書（発生・経過）

被害報告書（発生・経過）

(多度津町 報)

災害の原因

年 月 日 時 分 現在

発信時刻 月 日 時 分

災害発生日 年 月 日

発信者

受信者

災害発生場所（地域）

区分	種 別		番号	件 数	被災金額	摘 要
人的	死 者		1	人		
	行方不明		2	人		
	重症者		3	人		
	中等症者		4	人		
	軽症者		5	人		
	被災世帯		6	世帯		
	被災者数		7	人		
建物	住家	全壊（流・埋・焼）	8	戸		
			9	世帯		
			10	人		
		半壊（流・埋・焼）	11	戸		
			12	世帯		
			13	人		
		浸水	14	戸		
			15	世帯		
			16	人		
		床下	17	戸		
			18	世帯		
			19	人		
		一部損壊	20	戸		
			21	世帯		
			22	人		
	非住家	全壊（流・埋・焼）	23	棟		
		半壊（流・埋・焼）	24	棟		
	公共建物関係		25	棟		
耕地	田	流・埋	26	ha		
		冠水	27	ha		
	畑	流・埋	28	ha		
		冠水	29	ha		

区 分	種 別	番号	件 数	被 害 金 額	摘 要
農 林 水 産	農 産 物	30	ha(㌦)		
	家畜 (家さん)	31	頭(羽)		
	林 産 物	32	ha(㌦)		
施 設	道 路	33	箇所		
	橋 梁	34	箇所		
	河川堤防	35	箇所		
	海岸堤防	36	箇所		
	砂 防	37	箇所		
	港 湾	38	箇所		
	漁 港	39	箇所		
	農業施設	40	箇所		
	林業施設	41	箇所		
	水産施設	42	箇所		
	商工施設	43	箇所		
船 舶 (漁 船)	沈 没	44	隻		
	流 失	45	隻		
	破 損	46	隻		
	分解等による船	47	隻		
水 産	漁 具	48	統		
	水 産 物	49			
	塩 業	50			
そ の 他	山 (がけ) くずれ	51	箇所		
	地すべり	52	箇所		
	鉄 軌 道	53	箇所		
	通信施設	54	回線		
今後の見通し					
多度津町災害対策本部設置日時					
災害救助法発動要請日時					
避 難 状 況					
応急活動及び救助活動状況					
応援機関等の出動状況		消防団員数	人	その他の応援者数	人
備 考					

(注)「確定報告」に関する様式は、県防災会議の定めるものによる。

14 様式第14号 救助実施記録日計表

多度津町

種 類	避	炊	水	救出	救 助 実 施 記 録 日 計 表
	修理	学	死捜	死処	
	障				
多度津町					
責任者		班	氏 名	印	
(地区責任者			氏 名	印)	
No. _____		(年 月 日 時 分)			
員 数 (世 帯)					
品 名 (数 量 金 額)					
受 入 先					
払 出 先					
場 所					
方 法					
記 事					

(救助実施記録日計表記入要領)

- 1 各救助の種類ごとに一部作成する。
- 2 「No」欄には、日計表作成ごとに一連番号を附すものとし、前回分を訂正する必要がある場合、例えばNo.10の次にNo.5を訂正する場合には、No.11 (No.5 訂正) のように記載のうえ、前回分の日計表には朱で×を附し (No.11に訂正済) とし、棄却することなくそのままNo.順に綴っておく。
- 3 日計表の「種類」欄の該当救助名を○で囲み、必要最小限度の事項を記入する。
- 4 機械、器具等は無償で借上げた場合についても、日計表を作成する。
- 5 災害救助基金より放出した場合についても同様とする。
- 6 被服、寝具、その他生活必需品の給与等で、都道府県調達分と町調達分の両方があるときは、それぞれ別の日計表を作成する。

15 様式第 15 号 災害救助法による生業資金借入申込書

災 害 救 助 法 に よ る 生 業 資 金 借 入 申 込 書

多度津町

借入申込人	住 所	職 業
	氏 名	生年月日
保証人	住 所	職 業
	氏 名	生年月日
借入金額		
借入期間 年 月 日 ～ 年 月 日		
返還場所		
返還方法 一時払 分割払		
被害例 全 壊 流 失		
借入れを受けようとする理由及び目的		
返還計画		
香 川 県 知 事 殿 災害救助法による生業資金として、上記のとおり借入れいたしたく申し込みます。 年 月 日 借 入 申 込 者 印 保 証 人 氏 名 印		

學生業資金貸付台帳

多度津町

[illegible]

(注) 1 「貸与期間」欄は、「年 月 日 まで 年 ヶ月間」を記入すること。
2 「備考」欄は、償還状況等の顛末を明らかにしておくこと。

被災者救出狀況記錄簿

多度津町

[illegible]

(注) 1 他市町に及んだ場合には、「備考」欄にその市町名を記入すること。
2 借上費については、有償無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。
3 「修繕の概要」欄には、故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。

18 様式第18号 炊出し給与状況

炊出し給与状況

多度津町

炊出し場の 名称	月 日			月 日			月 日			月 日			5日間小計			合 計	実支出額	備 考
	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕			
計																		

炊出し場の 名称	月 日			月 日			月 日			月 日			6日以降小計			合 計	実支出額	備 考
	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕			
計																		

(注)「備考」欄には、給食内容を記入すること。

19 様式第 19 号 炊出し用物品借用簿

炊出し用物品借用簿

多度津町

品 名	数 量	期 間	金 額	所 有 者 (管 理 者) 氏 名	使用避難所 の 名 称	備 考

(注)「期間」欄は、「 月 日から 月 日までの 日間」と記入すること。

食料現品給与簿

多度津町

[illegible]

飲料水の供給簿

多度津町

[illegible]

(注) 1 「給水用機械器具」の「借上」欄は、有償無償の別を問わず作成するものとし、有償による場合のみ、「金額」欄に額を記入すること。
2 「故障の概要」欄には、修理、原因、及び主な修理箇所を記入すること。

22 様式第22号 物資購入（配分）計画表

物資購入（配分）計画表

多度津町

世帯区分 品名単価	1人世帯 単位：円				2人世帯 単位：円				3人世帯 単位：円				備 考
	数 量	世帯数	所要額	金 額	数 量	世帯数	所要額	金 額	数 量	世帯数	所要額	金 額	
計													

世帯区分 品名単価	4人世帯 単位：円				5人世帯 単位：円				6人世帯 単位：円				備 考
	数 量	世帯数	所要額	金 額	数 量	世帯数	所要額	金 額	数 量	世帯数	所要額	金 額	
計													

世帯区分 品名単価	7人世帯 単位：円				10人以上世帯 単位：円				合 計 単位：円				備 考
	数 量	世帯数	所要額	金 額	数 量	世帯数	所要額	金 額	数 量	世帯数	所要額	金 額	
計													

- (注) 1 本表は、全壊（焼）、流失世帯分と半壊（焼）、床下浸水世帯分に分けて作成すること。
 2 「品名」欄は、寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。
 3 各品名ごとの「備考」欄に都道府県調達分と市町調達分を明らかにしておくこと。

23 物資の給与状況

多度津町

[illegible]

(注) 1 「住家被害程度区分」欄に、全壊(焼)、流失又は半壊(焼)、床上浸水の別を記入すること。
2 「給与月日」欄に、その世帯に対して最後に給与された物資の給与日を記入すること。
3 「物資給与の品名」欄に、数量を記入すること。

死体處理台帳

多度津町

[illegible]

帳台葬火埋

多度津町

[illegible]

- (注) 1 「埋火葬を行った者」が町長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
2 町長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
3 「埋火葬を行った者」に「埋火葬費」を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

26 様式第 26 号 障害物除去の状況

障害物除去の状況

多度津町

住家被害 程度区分	氏 名	除去に要した時間 月 日～ 月 日	実支出額	除去に要する状態の概要	備 考
計	半壊・半焼				
	床上浸水				

27 様式第27号 応急仮設住宅（入居）申込者名簿

応急仮設住宅（入居）申込者名簿

多度津町

番号	世帯主氏名	年齢	職 業	現 住 所	家族数	世帯収入	入居希望 地 区	敷地区分	調 査 者	町長 決定

28 様式第28号 応急仮設住宅台帳

応急仮設住宅台帳

多度津町

番号	世帯主氏名	家族数	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工年月日	竣工年月日	入居年月日	実支出額	備考

住宅応急修理記録簿

[illegible]

30 様式第 30 号 臨時雇上人夫勤務状況表

臨時雇上人夫勤務状況表

多度津町

住 所	氏 名	年 齢	単 価	月 分				基本賃金		割増金額		賃金合計	備 考
				日		日 数	日 数	金 額	金 額	時 間	金 額		
				日	日								
計	人			人	人								

上記のとおり、勤務したことを証明する。

年 月 日 多 度 津 町 課 長 印

- (注) 1 救助種目ごとに別冊、又は別項とすること。
 2 時間外勤務に従事させた場合は、その時間数を日別欄に記入しておくこと。
 3 必要に応じ、「賃金受領」欄を設けて差し支えないこと。
 4 適当な箇所に勤務証明の奥書をしておくこと。

31 様式第31号 災害概況速報

災 害 概 況 速 報

多度津町

消防庁受信者氏名 _____ 報告日時 _____
 _____ 都道府県 _____
 _____ 市町村 _____
 災害名 _____ (第 _____ 報) 報告者名 _____

災害の概況	発生場所		発生日時			
被害の状況	死傷者	死者	人	住家	全壊	棟
		負傷者	人		半壊	棟
		不明	人		一部破損	棟
		計	人		床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部の設置状況		都道府県		市町村	

(注) 第一報については、原則として災害発生後30分以内で可能な限り早急に、分かる範囲で報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

都道府県				区 分			被 害	
災 害 名 報告番号		災 害 名 第 報 (月 日 時 現 在)		そ の 他	田	流失・埋没	ha	
						冠 水	ha	
					畑	流失・埋没	ha	
						冠 水	ha	
報告者名					文 教 施 設		箇所	
区 分		被 害			病 院		箇所	
人 的 被 害	死 者		人		道 路		箇所	
	行方不明者		人		橋 梁		箇所	
	負 傷 者	重 症	人	河 川		箇所		
		中 等 症	人	港 湾		箇所		
		軽 症	人	砂 防		箇所		
住 家 被 害	全 壊		棟	清 掃 施 設		箇所		
			世帯	崖くずれ		箇所		
			人	鉄 道 不 通		箇所		
	半 壊		棟	被 害 船 舶		隻		
			世帯	水 道		戸		
			人	電 話		回線		
	一 部 損 壊		棟	電 気		戸		
			世帯	ガ ス		戸		
			人	ブロック塀等		箇所		
	床 上 浸 水		棟	罹 災 世 帯 数		世帯		
			世帯	罹 災 者 数		人		
			人	火 災 発 生	建 物	件		
	床 下 浸 水		棟		危 険 物		件	
			世帯		そ の 他		件	
			人					
	非 住 家	公 共 建 物		棟				
		そ の 他		棟				

災 害 確 定 報 告

多度津町

都道府県				区 分		被 害		
災 害 名 報告番号	災 害 名			田	流失・埋没	ha		
	第 報				冠 水	ha		
	(月 日 時 現在)				畑	流失・埋没	ha	
						冠 水	ha	
報告者名				文 教 施 設		箇所		
		区 分		被 害				
人 的 被 害	死 者		人					
	行方不明者		人					
	負 傷 者	重 症	人					
		中 等 症	人					
		軽 症	人					
住 家 被 害	全 壊		棟					
			世帯					
			人					
	半 壊		棟					
			世帯					
			人					
	一 部 損 壊		棟					
			世帯					
			人					
	床 上 浸 水		棟					
			世帯					
			人					
	床 下 浸 水		棟					
			世帯					
			人					
非 住 家	公 共 建 物		棟					
	そ の 他		棟					
				そ の 他	流失・埋没		ha	
					冠 水		ha	
					流失・埋没		ha	
					冠 水		ha	
					文 教 施 設		箇所	
					病 院		箇所	
					道 路		箇所	
					橋 梁		箇所	
					河 川		箇所	
					港 湾		箇所	
					砂 防		箇所	
					清 掃 施 設		箇所	
				崖くずれ		箇所		
				鉄 道 不 通		箇所		
				被 害 船 舶		隻		
				水 道		戸		
				電 話		回線		
				電 気		戸		
				ガ ス		戸		
				ブロック塀等		箇所		
				罹 災 世 帯 数		世帯		
				罹 災 者 数		人		
				火 災 発 生	建 物		件	
					危 険 物		件	
					そ の 他		件	

区 分		被 害		災害対策本部 都道府県	名称		
公立文教施設		千円			設置	年	月 日 時
農林水産施設		千円			解散	年	月 日 時
公共土木施設		千円		設置 災害対策 市町村 本部			
その他公共施設		千円					
小 計		千円					
公共施設被害市町村数		団体					
そ の 他	農 業 被 害	千円		適 災 用 害 市 救 町 助 村 法	計 団 体		
	林 業 被 害	千円					
	畜 産 被 害	千円					
	水 産 被 害	千円					
	商 工 被 害	千円				計 団 体	
	そ の 他	千円		消防職員出動延人数		人	
被 害 総 額		千円		消防団員出動延人数		人	
備 考	災害発生場所						
	災害発生日時						
	災害の概況						
	消防機関の活動状況						
	その他（避難勧告・指示の状況）						